

平成28年鳥取県中部を震源とする地震に伴う支援のご案内

このたびの平成28年鳥取県中部を震源とする地震を受け、雇用・労働関係では、次のような支援の取組を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

鳥取労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 労働条件等に関するご相談は…

鳥取労働局および鳥取・米子・倉吉の労働基準監督署に「特別相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労災補償などに関する相談にお応えしています。

2 仕事をお探しの方は…

鳥取労働局内のハローワークにおいて、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外を希望される方の相談にも応じています。また、被災した就職活動中の学生などに対する個別の職業相談にもお応えいたします。

災害による事業の休止などでお困りの方へ

1 雇用保険の特例措置があります

災害救助法の適用地域（倉吉市、東伯郡湯梨浜町・北栄町・三朝町）の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

→ 要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、鳥取労働局又は鳥取・米子・倉吉の各ハローワークへお問い合わせください。

2 Q & Aをご用意しています

地震に伴って休業する場合の手当の支払や失業給付、派遣労働に関する労働相談などについてのQ & Aをまとめているので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。また、鳥取労働局のホームページにも掲載しています。
(http://www.tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/_119962/_120870.html)



「未払賃金立替払制度」

事業場が倒産した場合、未払賃金の一部を、国が立て替えて支払います

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります（※1））が、地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態に至った場合など、一定の要件を満たす場合には、国が企業に代わって、未払賃金額の一部を立替払する制度（※2）が利用できます。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

※1 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業も対象となります。

※2 制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください。（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html）



仕事中や復旧作業・工事中、通勤中に負傷された方の「労災保険給付」

仕事中、通勤中に被災されたことによるケガ等は労災保険で補償します。

労働者の方が、地震発生時やその後の復旧作業・工事などの「仕事中」に負傷された場合、「通勤中」に地震により建物が崩壊したことなどが原因となって負傷された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

被災者のための「メンタルヘルス・健康相談ダイヤル」※

メンタルヘルスに関する相談、健康不安に関する相談を受け付けています

- 「熊本地震・鳥取地震被災者のための心の相談ダイヤル」0120-783-728（フリーダイヤル）

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は不可

- 「熊本地震・鳥取地震被災者のための健康相談ダイヤル」0120-021-506（フリーダイヤル）

【受付日時】月・水・金 13時00分～17時00分 ※祝日は不可

→全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能です。
※独立行政法人労働者健康安全機構が設置

「中小企業退職金共済制度」・「労働金庫」

中小企業退職金共済制度について

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、中小企業退職金共済制度（中退共、建退共、清退共、林退共）について相談を受け付けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



中国労働金庫における対応

預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、中国労働金庫（電話0120-86-3760）までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でも、関連の情報をお伝えしています。

